

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

CO2排出量算定・脱炭素化コンサルティング支援業務

### 2 業務の目的

カーボンニュートラルを契機とした中小企業の持続的経営への転換と成長・発展のため、県内中小企業に対し脱炭素経営に向けた意識付けとともに、その取組を後押しする。

### 3 業務委託期間

委託契約日から令和6年3月15日まで

### 4 委託金額

委託料の上限は24,662,000円（税込み）とする。

### 5 支援対象

山口県内に主たる事業所を有する中小企業者を支援対象とする。

ただし、平成25年10月改定日本標準産業分類に定める業種のうち、「大分類A 農業、林業」及び「大分類B 漁業」を除く業種を対象とする。

### 6 委託業務の内容

#### (1) 受託事業者の役割

情勢の変化や企業ニーズを踏まえ、取組意欲のある中小企業に対するヒアリング、助言、支援後のフォローアップの実施等、下記に係るサポートを行う。

#### ○企業に対する個別サポート

- ・企業への情報提供、ヒアリング、助言、フォローアップ

#### ○当該支援制度の周知

- ・(2)に定める事業に関する、県内企業への幅広い周知

#### (共通事項)

- ・参加者の募集
- ・県内関係団体（支援機関や金融機関等）との連携
- ・参加企業へのアンケート（事業効果の把握のため）
- ・その他の実施に必要な事務

#### (セミナー開催)

- ・セミナー内容に関する企画
- ・講師等の手配、謝金・旅費等の支払い
- ・会場の手配及び設営

- ・配布資料等の作成（必要に応じて）

(C02 排出量算定・脱炭素化コンサルティング支援)

- ・支援内容に関する企画
- ・算定ツールの選定
- ・専門家等の手配、スケジュール調整
- ・フォローアップ（必要に応じて）

(2) 上記2の業務の目的を達成するために、以下の事業を実施すること。

実施内容	備考（留意点等）
I 脱炭素経営セミナーの開催	
支援機関向けセミナーの協力・助言	山口県中小企業団体中央会（以下「中央会」と言う）が実施する支援機関向けセミナーに周知等協力、助言すること。
業種別セミナーの実施	<p>県内中小企業に対し、脱炭素化の取組への意識付け、知識習得を図るため、業種別セミナーを実施する。</p> <p>業種毎の課題や状況を踏まえた実践的な内容を提供することで、企業の脱炭素化の取組を後押しする。</p> <p>※対象業種または団体の選定は中央会と協議し、参加企業の業種・実態に合わせた手法・内容でのセミナー開催とすること。</p>
II 脱炭素化に向けた取組支援	
C02 排出量算定支援・脱炭素化コンサルティング支援	<p>C02 排出量算定（温室効果ガス排出量）のためのツール提供及び導入支援により、企業のC02排出量「見える化」を支援する。</p> <p>また、上記算定支援と合わせて、ヒアリング等により個社の課題を抽出し、個社に最適な脱炭素化に向けた取組を検討・提案する等のコンサルティング支援を実施する。</p> <p>※ 10社程度の支援とする。うち2050年削減目標ロードマップ策定を1社以上、2030年削減目標ロードマップ策定を残りの社とする。</p> <p>※ 支援対象企業の選定は中央会と協議すること。</p> <p>※ 業種別セミナーと合わせて、効果的な支援とすること。</p> <p>※ 県内企業脱炭素化の普及促進に活用できるよう、今後の研修会等での事例紹介を前提とした申込書により実施すること。</p>

## 7 業務実施体制

本事業の全体の進捗管理や予算管理に関する担当者を1名以上配置すること。ただし、専任である必要はない。

## 8 委託経費及び経理等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとする。

(1) 対象経費は、6(2)事業内容の実施において、必要なものに限る。

※対象経費において疑義が生じた場合、事前に中央会と協議を行うこと

(2) 事業の実施に当たっては、関係通知を順守すること。

## 9 報告

本業務完了後、速やかに以下の(1)及び(2)の書類を中央会あてに提出すること。

(1) 実績報告書

(2) 収支精算報告書

## 10 支払条件等

(1) 業務の開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。

(2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。

(3) 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合には、超過分を中央会に返還するものとする。

## 11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的かつ効率的に行う上で必要と認めるときは、中央会と協議の上、その一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 疑義の解決

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに中央会並びに山口県と協議を行うこと。

以上